

令和 8 年度 第 2 回定例庁議 次第

日時：令和 8 年 5 月 14 日（木）午後 2 時 15 分～

場所：本館 3 階 302 会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 災害配備体制の配備基準の変更について（総務部）

(2) 芦川地域における土砂災害訓練の実施について（総務部）

(3) 令和 8 年度の総合防災訓練の実施について（総務部）

(4) 文化施設整備検討事業の今後の進め方について（総合政策部）

(5) 笛吹市誌編さん事業の今後の進め方について（総合政策部）

(6) 第 4 次笛吹市社会教育計画策定に向けた取組について（教育委員会）

4 その他

(1) 定例庁議予定日 6 月 11 日（木） 午後 1 時 15 分～ 本館 3 階 302 会議室

(2) 令和 8 年笛吹市議会第 2 回定例会 一般質問答弁検討日程

6 月 11 日（木）終日、6 月 12 日（金）午前、6 月 15 日（月）～18 日（木）終日、

6 月 19 日（金）午前 10 時 30 分～12 時

5 閉会

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 8 年 5 月 14 日提出	
件 名	災害配備体制の配備基準の変更について	部局名	総務部
概要	市では、令和 7 年 3 月に策定した笛吹市地域防災計画の資料編に、災害発生時の災害配備体制の配備基準を定め、気象庁が発表する注意報や警報などの防災気象情報に基づき、災害配備体制への移行、避難情報の発令などを行っている。 今般、気象庁は「危険警報」の新設、土砂災害における警報及び注意報の発表基準の変更など、防災気象情報の全体的な見直し（別紙 1、2、3 参照）を行い、令和 8 年 5 月 29 日から、新たな防災気象情報として運用を開始する。これに伴い、新たな防災気象情報に対応する必要があることから、令和 8 年 4 月 13 日の懸案協議に諮り、市の災害配備体制の配備基準を変更することが決定された。 については、今後の進め方について報告する。		
経過	令和 8 年 4 月 13 日 本件について懸案協議に諮り対応方法を決定		
問題・課題	新たな防災気象情報の運用開始までに、市の災害配備体制の配備基準を変更し、災害時に対応できる体制とする必要がある。		
対応策	市の災害配備体制の配備基準について、新しい防災気象情報に合わせて、変更案(別紙 4、5、6)を作成した。職員の参集時間について、新たな発表基準での対応を検証するため、令和 8 年度は変更案を災害時の体制として試行的に運用し、年度末に、検証結果を踏まえ、市の災害配備体制の配備基準を変更する。 また、これらの変更については、災害時の配備体制、避難所開設など職員の災害対応に関わることから、全職員にインフォメーションで周知するとともに、警報等発令時に参集する統括班、農林土木課、土木課、各支所の職員を対象とした説明会を 5 月 20 日に実施する。		
協議結果			

- 令和6年6月に「防災気象情報に関する検討会」（気象庁）において防災気象情報全体の見直しを行い、令和8年の出水期から運用開始予定。
- シンプルでわかりやすい防災気象情報の再構築に向け、防災気象情報全体の体系整理や個々の情報の見直し、受け手側の立場に立った情報への改善などを取りまとめ。

警戒レベル相当情報の体系整理

【課題】

- ・情報名称がバラバラで、どのレベルに相当する情報なのかわかりづらい
- ・警戒レベル 4 相当の情報がないものがある（洪水・大雨浸水）
- ・特別警報と警報が同じ警戒レベル 4 になっている（高潮）
- ・高潮注意報がレベル 2 とレベル 3 相当に分かれている（高潮）
- ・同じ警報が異なる対象災害を兼ねている（大雨警報が土砂災害と浸水害を兼ねるなど）

【新しい気象情報】

- ・防災気象情報を 5 段階の警戒レベルにあわせて発表。
- ・対象災害ごとの情報として整理するとともに、レベル 4 相当の情報として危険警報を新設。
- ・情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。
- ・情報と対応する防災行動との関係が明確に。



警戒レベル 相当情報	防災気象情報				
	指定河川	洪水害	大雨浸水害	土砂災害	高潮
5 相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 （浸水害）		大雨特別警報 （土砂災害）	高潮氾濫 発生情報
4 相当	氾濫危険情報			土砂災害警戒 情報	高潮特別警報 高潮警報
3 相当	氾濫警戒情報	洪水警報		大雨警報 （土砂災害）	警報に切り替える 可能性が高い 高潮注意報
2	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報		高潮注意報

警戒レベル 相当情報	防災気象情報			
	洪水に 関する情報	大雨に 関する情報	土砂災害に 関する情報	高潮に 関する情報
5 相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
4 相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
3 相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報

※情報名称の最終決定は、法制度などとの関係も踏まえ、気象庁・国土交通省が行う

警戒レベル相当情報の体系整理・名称変更に伴うガイドラインへの反映

別紙 2

■ 警戒レベル相当情報の体系整理・名称変更に伴う更新

- 警戒レベル相当情報は、国・都道府県が発表する防災気象情報のうち、居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と、5段階の警戒レベルを関連付けるものである。
- 防災気象情報の体系整理を踏まえ、警戒レベル相当情報の体系を更新。
- 警戒レベル相当情報の名称を「**レベル〇(災害種別)+(注意報/警報/危険警報/特別警報)**」に更新。※水位周知河川については既存名称のまま

警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	災害種別	洪水等			土砂災害	高潮
					洪水予報河川 ※外水氾濫	水位周知河川※2 ※外水氾濫	その他河川、水路・下水道 ※洪水予報河川以外の外水氾濫、内水氾濫		
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)	発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	気象台	気象台	関係機関が協力して発表または気象台※3
				発表単位	河川ごと	河川ごと	市町村ごと ※市町村を分割して発表する場合もある	市町村ごと	市町村ごと
5相当					レベル5 氾濫特別警報 レベル5 氾濫発生情報※4 水害リスクライン：黒	レベル5 氾濫発生情報※4	レベル5 大雨特別警報※4 洪水キキル：黒 浸水キキル：黒	レベル5 土砂災害特別警報 土砂キキル：黒	レベル5 高潮特別警報 レベル5 高潮氾濫発生情報※4
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	4相当	レベル4 氾濫危険警報 水害リスクライン：紫	レベル4 氾濫危険情報	レベル4 大雨危険警報 (内水氾濫危険情報)※5 洪水キキル：紫 浸水キキル：紫	レベル4 土砂災害危険警報 土砂キキル：紫	レベル4 高潮危険警報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難	3相当	レベル3 氾濫警報 水害リスクライン：赤	レベル3 氾濫警戒情報	レベル3 大雨警報 洪水キキル：赤 浸水キキル：赤	レベル3 土砂災害警報 土砂キキル：赤	レベル3 高潮警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	レベル2 氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報	2※6	レベル2 氾濫注意報 水害リスクライン：黄	レベル2 氾濫注意情報	レベル2 大雨注意報 洪水キキル：黄 浸水キキル：黄	レベル2 土砂災害注意報 土砂キキル：黄	レベル2 高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1	早期注意情報				

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する。

<警戒レベル4までに必ず避難！>

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）

下段細字：Webサイトで常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認するプル型の情報）

※1 警戒レベル相当情報とは、国・都道府県が発表する防災気象情報のうち、居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルを関連付けるものである。警戒レベル相当情報が発表されたとしても必ずしも同時刻同じレベルの避難情報が発表されるものではない。

※2 水位周知河川については、河川事務所等から発表される水位到達情報を警戒レベル相当情報とすることを基本とするが、気象台が発表する市町村毎の大雨に関する情報の中でも取り扱われるので、大雨に関する情報や洪水キキルについても参考とすることができる。

※3 高潮予報海岸については、国交省・都道府県・気象台が共同して発表。それ以外の海岸については、気象台が発表。

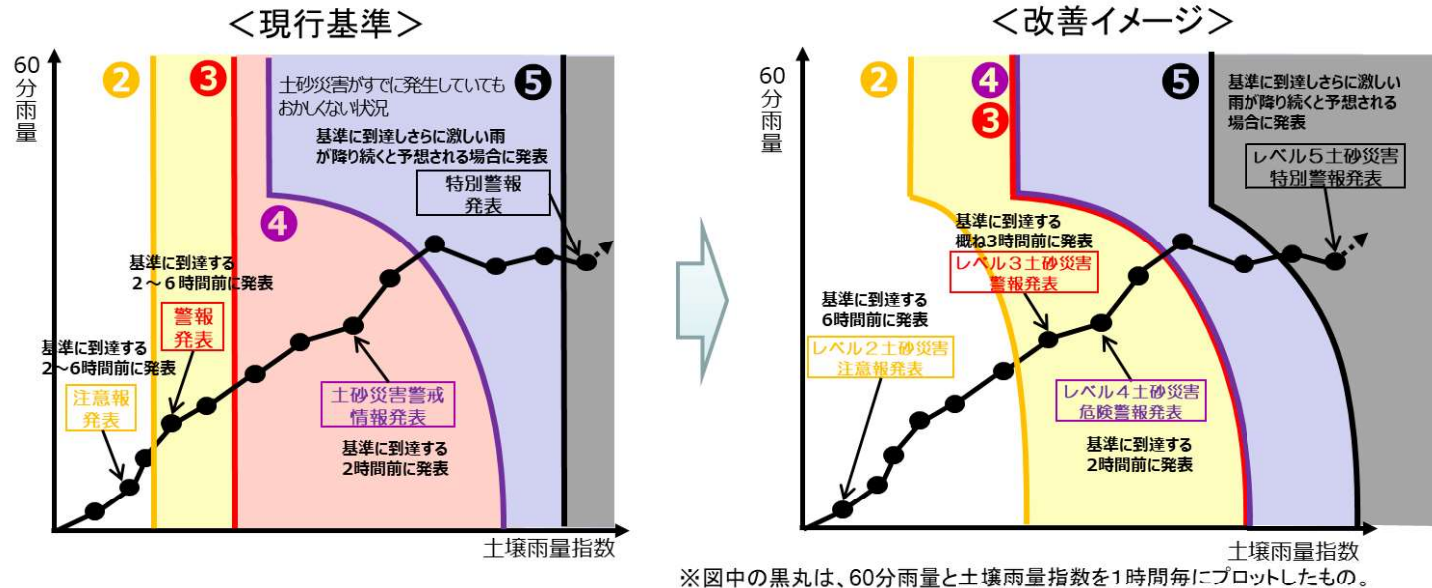
※4 水防計画に定められた河川は、河川管理者等からの氾濫通報に基づくレベル5 氾濫発生情報が発表される。

（当該通報した者が河川管理者や海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、国土交通大臣から発表）

※5 内水氾濫危険情報は、水位周知下水道において都道府県又は市町村から発表される。

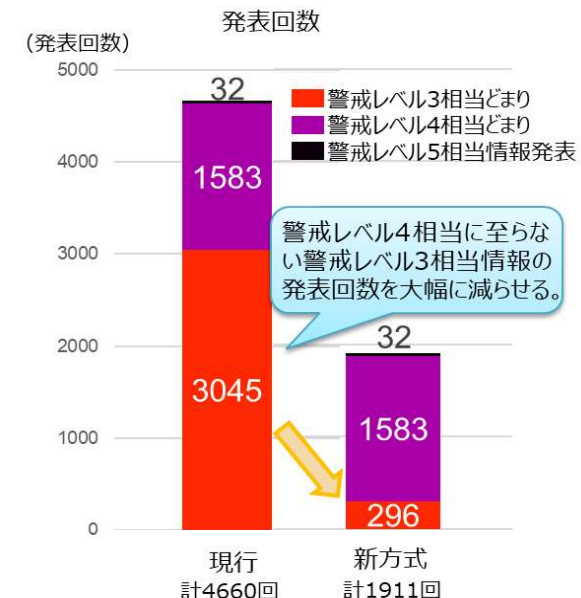
※6 下段細字（水害リスクライン、洪水キキル、浸水キキル、土砂キキル）は「警戒レベル2相当情報」であり、「警戒レベル2」ではない。

【発表基準】



- **警戒レベル5相当情報**については、土砂災害の発生確度が高い状況を示す情報として発表基準を設定します。
- **警戒レベル4相当情報**については、基準値の検証を継続的に実施し、適宜発表基準設定の改善を図ります。
- **警戒レベル3相当情報**については、警戒レベル4相当情報の基準に到達すると予想される時刻からのリードタイムを3時間※¹確保して発表します。
- **警戒レベル2情報**は、雨による土砂災害への注意を広く呼び掛ける情報として、発表頻度や警戒レベル4基準に到達するまでのリードタイムを考慮しつつ、災害捕捉率や発表頻度が現行の注意報と同等となるように発表基準を設定します。

※1：4～6時間先にレベル4基準に到達すると予想が可能な場合にも発表



土砂災害に関する警戒レベル3相当情報の発表回数※²の比較（令和3年のデータに基づく）

※2：新方式の警戒レベル3相当情報の発表回数は、レベル4の基準（CL）に3時間先に到達すると見込まれる場合として算出。新方式の警戒レベル4及び5相当情報は現行の回数としている。

第2節 災害配備体制に関する資料

第1 市職員配備基準

体制	配備基準	配備を要する所属等	配備する場所
第1 配備体制 (注意報配備体制)	【地震】 1 震度4の地震が市内で発生したとき。 【風水害】 1 レベル2 氾濫注意報、レベル2 大雨注意報、洪水レベル2 土砂災害注意報のいずれかー以上が発生したとき。	1 防災危機管理課 (3人)	1 勤務時間に関わらず、地震に関する情報を収集する。 1 勤務時間内においては、通常業務を行いながら情報を収集する。 2 勤務期間外においては、自宅待機とする。ただし、状況に応じて出勤する。
第2 配備体制 (警報配備体制)	【地震】 1 震度4の地震が市内で発生し、市内に被害が確認されたとき。 【風水害：短時間の降雨の場合】 1 レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、洪水レベル3 土砂災害警報、暴風警報のいずれかー以上が発表されたとき。 【風水害：長時間の降雨の場合】 1 レベル2 氾濫注意報、レベル2 大雨注意報、洪水レベル2 土砂災害注意報のいずれかー以上が発表されたとき。 【雪害】 1 市内に大雪警報が発表されたとき。	1 防災危機管理課 (3人) 2 統括班 (2人) 3 農林土木課 (2人) 4 土木課 (3人) 5 総務課 (2人) 6 各支所 (3人) 7 指定避難所等管理職員 (開設が決定した指定避難所等の職員) 8 行政バス運転職員 (確保開始) ※8は雨の場合に限る ※カコ内は勤務時間外の職員数 ※消防団は詰所参集、待機、必要に応じて出勤	1 勤務時間内は、各勤務先で業務を行う。 2 勤務時間外は、統括班の職員は、市役所本館 2階 防災危機管理課、各支所の職員は、各支所へ参集し電話対応を行う。 また、他の職員は各勤務先へ参集する。
第3 配備体制 (災害警戒本部体制)	【地震】 1 震度5弱及び5強の地震が市内で発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表されたとき。 3 その他、市長が必要と認めたとき。 【風水害：短時間の降雨の場合】 1 レベル4 氾濫危険警報、レベル4 大雨危険警報、レベル4 土砂災害危険警報のいずれかー以上が発表されたとき。 12 未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断されるとき。 23 洪水や土砂災害に係る避難情報を発令する等のおそれが生じたとき。 34 その他、市長が必要と認めたとき。 ※「相当規模の災害」とは、人命救助や広域的な避難支援など、市として災害応急対策を講じる必要があると判断した災害を指す。	1 本部長 (総務部長) 2 副本部長 (防災危機管理課長) 3 課長 4 各課 (2人) 5 各支所 (3人) 6 統括班 7 指定避難所等管理職員 (開設が決定した指定避難所等の職員) 8 行政バス運転職員 (運行開始) ※8は雨の場合に限る ※消防団は出勤	1 本部長、副本部長及び統括班の職員は、市役所本館 2階 防災危機管理課に参集する。 2 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。 3 24時間体制で交代勤務とする。

	【風水害：長時間の降雨の場合】 1 <u>レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、洪水レベル3 土砂災害警報</u>、暴風警報のいずれかー以上が発表されたとき。 2 上芦川雨量計が連続雨量120mmに達し、県道が通行止めになる1時間前(連続100mm)、県からの連絡による。 32 その他、市長が必要と認めたとき。	1 八代総合会館 指定避難所管理職員	
体制	配備基準	配備を要する所属等	配備する場所
第3 配備体制 (災害警戒本部体制)	【雪害】 1 市内の広範囲な地域にわたり、豪雪により積雪が30cmを大きく超えると見込まれるとき。 2 その他、市長が必要と認めたとき。 【その他の災害】 1 富士山に噴火警戒レベル3(入山規制)以上が発表されたとき。 2 その他、市長が必要と認めたとき。	1 本部長(総務部長) 2 副本部長(防災危機管理課長) 3 課長 4 各課(2人) 5 各支所(3人) 6 統括班 7 指定避難所等管理職員(開設が決定した指定避難所等の職員) ※消防団は出動	1 本部長、副本部長及び統括班の職員は、市役所本館 2 階 防災危機管理課に参集する。 2 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。 3 24時間体制で交代勤務とする。
第4 配備体制 (災害対策本部体制)	【地震】 1 震度6弱以上の地震が市内で発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 3 その他、市長が必要と認めたとき。 【風水害】 1 市内に設置された雨量計のいずれかが、連続雨量300mmを超えると予想されるとき。 2 市内に<u>レベル5 氾濫特別警報、レベル5 大雨特別警報、レベル5 土砂災害特別警報</u>、暴風特別警報が発表されたとき。 3 その他、市長が必要と認めたとき。 【雪害】 1 市内に大雪特別警報又は暴風雪特別警報が発表されたとき。 2 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害対策を必要とするとき。 3 市内の広範囲において、積雪深が40cmに達し、さらに降雪のおそれがあるとき。 4 その他、市長が必要と認めたとき。 【その他の災害】 1 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。 2 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害対策を必要とするとき。 3 富士山に噴火警戒レベル4(避難準備)以上が発表されたとき。 4 その他、市長が必要と認めたとき。	全職員 ※消防団は出動	1 本部長、副本部長及び本部長は、市役所本館 3 階 301 会議室に参集する。 2 統括班の職員は、市役所本館 2 階 防災危機管理課に参集する。 3 課長、課員及び支所職員は、各勤務先に参集する。 4 24 時間体制で交代勤務とする。

第2 避難情報の判断・伝達に関する資料

避難情報	河川の氾濫による水害	大雨による土砂災害
高齢者等避難	<u>○レベル3 氾濫警報が発表されたとき。</u> ○以下の河川水位が「氾濫注意水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ・渋川（渋川観測所：2.4m） ・浅川（浅川観測所：1.2m） ・天川（天川観測所：1.0m） ・金川（金川観測所：1.4m） ○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達したとき。 ・笛吹川（石和観測所：2.9m） ・平等川（平等川観測所：2.1m） ・境川（境川橋観測所：1.4m） ・日川（日川観測所：4.2m）	○市にレベル3 土砂災害警報警戒情報が発表されたとき、又はレベル3 大雨警報が発表され、連続雨量が250mmを超えたとき。 ○土砂災害危険箇所付近にてで前兆現象の通報又は巡視により発見があったとき（湧水又は地下水が濁り始めた、湧水又は地下水の量が変化、小石が斜面からばらばら落ちだす、斜面の湧水・表面流の発生、土臭いすっぱい匂い等異様な匂い等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」による土砂災害発生危険基準線（CL）の実況がレベル1「警戒」に達したとき。
避難指示	<u>○レベル4 氾濫危険警報が発表されたとき。</u> ○以下の河川水位が「氾濫注意水位」を超え、さらに水位が上昇したとき。 ・渋川（渋川観測所：2.4m） ・浅川（浅川観測所：1.2m） ・天川（天川橋観測所：1.0m） ・金川（金川下平井観測所：1.4m） ○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達したとき。 ・笛吹川（石和観測所：3.3m） ・平等川（平等川観測所：2.4m） ・境川（境川橋観測所：1.6m） ・日川（日川橋観測所：4.7m） ○破堤につながるような漏水等を確認したとき。 <u>○特別警報が発表されたとき。</u>	<u>○レベル4 土砂災害危険警報が発表されたとき。</u> ○連続雨量が300mmを超えたとき、又はレベル4 大雨危険警報が発表され、連続雨量が250mmを超えてから時間雨量30mmを超える強度の降雨があったとき。 ○土砂災害危険箇所付近にてで前兆現象の通報又は巡視により発見があったとき（溪流付近で斜面崩壊、降雨が続いているにもかかわらず河川の水位が急激に減少始める、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」による1時間後予測が土砂災害発生危険基準線（CL）を超えてレベル2「嚴重注意」に達したとき。
緊急安全確保	<u>○レベル5 氾濫特別警報が発表されたとき。</u> ○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、さらに水位が上昇したとき。 ・平等川（平等川観測所：2.4m） ・境川（境川橋観測所：1.6m） ・日川（日川橋観測所：4.7m） ○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高（又は背後地盤高）に達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合） ・笛吹川（石和観測所：3.3m）	<u>○レベル5 大雨特別警報が発表されたとき。</u> <u>○レベル5 土砂災害特別警報が発表されたとき。</u> ○連続雨量が330mmを超えたとき。 ○近隣市町で土砂災害が発生したとき。 ○近隣市町で土砂移動現象、土砂災害危険箇所付近で前兆現象の発見があったとき（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂・崩壊等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」に実況が土砂災害発生危険基準線（CL）を超えてレベル3「嚴重警戒」に達したとき。

	○河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ○堤防の決壊・越水を確認したとき。	
--	--	--

第3 避難行動に関する資料

情報	とるべき行動	警戒レベル
→大雨特別警報 ・ <u>レベル5 氾濫発生特別情報警報</u> ・ <u>レベル5 大雨特別警報</u> ・ <u>レベル5 土砂災害特別警報</u> ・ キキクル（危険度分布） 「災害切迫」（黒）	市が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。	警戒レベル5相当
・ <u>レベル4 氾濫危険警報</u> ・ <u>レベル4 大雨危険警報</u> ・ <u>レベル4 土砂災害警戒情報危険警報</u> ・ キキクル（危険度分布） 「危険」（紫） ・ 氾濫危険情報	市が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。	警戒レベル4相当
・ <u>レベル3 氾濫警報</u> ・ <u>レベル3 大雨警報</u> ・ 大雨警報（レベル3 土砂災害警報）※1 →洪水警報 ・ キキクル（危険度分布） 「警戒」（赤） →氾濫警戒情報	市が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をする。	警戒レベル3相当
・ キキクル（危険度分布） 「注意」（黄） ・ <u>氾濫注意情報</u>	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル2相当
・ <u>レベル2 氾濫注意報</u> ・ <u>レベル2 大雨注意報</u> ・ 洪水<u>レベル2 土砂災害</u>注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル2
・ 早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める。	警戒レベル1

※1 夜間～翌日早朝に~~大雨警報（レベル3 土砂災害）警報~~に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 8 年 5 月 14 日提出	
件 名	芦川町地域における土砂災害訓練の実施について	部局名	総務部
概要	国は、土砂災害の防止及び被害の軽減に関して国民の関心と認識を深めるため、6 月を「土砂災害防止月間」と定め、この中に「土砂災害・全国防災訓練」の実施を位置づけている。 これを受け、市では、毎年度、「土砂災害防止月間」に合わせて、6 月に土砂災害訓練を実施している。 これまで、土砂災害訓練は、土砂災害警戒区域が指定されている 8 つの行政区を対象に、毎年度 1 つの行政区を選定して実施してきたが、令和元年、台風 19 号の降雨により、芦川町地域で土砂災害の発生及び孤立の危険が高まったことから、全町に避難指示が発令された。これを契機に、住宅が存する地域の多くが土砂災害警戒区域に指定されている芦川町地域について、土砂災害の発生が想定される時は全町避難としたことを踏まえ、令和 2 年度以降は、毎年度芦川町地域を対象に、土砂災害訓練を実施している。 ついては、令和 8 年度の芦川町地域における土砂災害訓練の実施について報告する。		
経過			
問題・課題	気象庁が、令和 8 年 5 月 29 日から新たな防災気象情報の運用を開始することに伴い、土砂災害における警報及び注意報の発表基準が変更されることから、土砂災害時の避難行動について見直す必要がある。		
対応策	令和 8 年度の芦川町地域における土砂災害訓練は、令和 8 年 6 月 16 日に実施する。 訓練では、新たな防災気象情報について説明し、変更点や避難のタイミングを確認するとともに、新たな防災気象情報に対応した全町避難に向けた避難方法や市、行政区、消防団等の動きについて机上訓練を通じて確認する。 訓練の詳細については、別紙 1 のとおり。		
協議結果			

令和 8 年度笛吹市土砂災害訓練実施計画書

令和 8 年 6 月 16 日
総務部防災危機管理課

1 概要

芦川地区は、住宅が存する地域のほとんどが土砂災害警戒区域に指定されており、台風などの風水害時には、早期の立ち退き避難が求められる。

また、芦川地区の住民は、高齢者の割合が高く、避難の際に支援が必要な方が多いため、短時間で避難するためには、行政区内での共助、市による公助が必要とされている。

芦川町では令和 7 年度、4 行政区が作成した地区防災計画を基に、避難者を市有バスに乗せるまでの、市、行政区、消防団、地域支援団体の動きと、高齢者の避難方法の確認を行った。

今年度は、土砂災害の危険が高まっているという情報を入手した際に、市、行政区、消防団、地域支援団体がどのように情報伝達や避難支援等を行い、避難行動の確認を行うかについて、机上訓練を行う。

2 訓練日時 令和 8 年 6 月 16 日(火) 午後 7 時から午後 9 時まで

3 訓練実施場所 芦川ふるさと総合センター 1 階 集会室

4 訓練参加者 芦川支所職員
防災危機管理課
行政区役員
消防団
第 2 層協議体(地域支援団体)
笛吹警察署(芦川駐在所)

5 訓練内容

- (1) 土砂災害に備えた芦川町全町避難のタイミングと情報伝達、避難支援等について確認
- (2) 気象庁の防災気象情報の変更について説明
- (3) 山梨県峡東建設事務所による講座(土砂災害から身を守るために)

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 8 年 5 月 14 日提出	
件 名	令和 8 年度の総合防災訓練の実施について	部局名	総務部
概要	市では、災害対策基本法及び笛吹市地域防災計画に基づき、毎年防災週間（8 月 30 日から 9 月 5 日までの期間）の日曜日に、総合防災訓練を実施している。災害発生時に迅速、的確な活動ができるよう、市職員は、避難訓練や指定避難所開設訓練、非常通信訓練等を行うほか、行政区においても地域の住民の参加により一時避難や安否確認、指定避難所への安否報告など、市と連携して訓練を行っている。 近年、訓練の実施時期は、熱中症の危険が極めて高い気象状況となっており、昨年度は、訓練当日に熱中症警戒アラートが発表され、訓練実施後に、複数の行政区から参加者への安全配慮のため、総合防災訓練の実施時期を変更してほしいとの要望があった。これを受け、令和 8 年 2 月 10 日の懸案協議に諮り、行政区が独自に訓練実施日を決め、市の総合防災訓練と別日の実施を可能とすることが決定された。 については、令和 8 年度の総合防災訓練の実施について報告する。		
経過			
問題・課題	行政区が、市の総合防災訓練と別日に訓練を実施する場合においても、これまでの訓練と比べて遜色ない訓練効果が得られるようにする必要がある。		
対応策	令和 8 年度の総合防災訓練は、令和 8 年 8 月 30 日に実施する。 行政区の訓練については、基本的な訓練内容を区長会で説明するとともに、各区の主体的な考えで充実した訓練を実施できるよう支援する。 また、これまでは指定避難所開設とあわせて、安否確認報告訓練として行政区役員等が避難所へ参集し、安否確認報告を行ってきたが、令和 8 年度は避難所への参集を求めず、「やまなしくらしねっと」により安否確認報告を行う。 訓練の詳細については、別紙 1 のとおり。		
協議結果			

令和 8 年度笛吹市総合防災訓練実施要項

1 訓練目的

今後 30 年以内に 60%～90%程度以上の確率で発生が予測されている南海トラフ地震を想定し、大規模な地震災害が発生した際に、市民、行政区(自主防災組織)、消防団員、市職員等が、それぞれ発災直後に行うべき自助・共助・公助の役割を確認し、速やかな災害応急対応が行えるよう訓練を実施することで、参加者の防災(減災)意識の向上、防災力の向上を目指す。

2 訓練日時

(1) 市民、行政区、消防団

行政区ごとに決定する。

(2) 市職員

令和 8 年 8 月 30 日(日)午前 8 時 30 分～12 時 00 分(雨天決行)

3 訓練想定

南海トラフ沿いを震源とするマグニチュード 7.0 の大規模地震が発生。笛吹市では震度 6 強を記録するなど、山梨県内でも甚大な被害が発生した想定で訓練を行う。

なお、市職員は、平日の朝、就業時間が始まった状態での被災を想定する。

4 訓練内容

(1) 市民

ア 訓練場所

自宅及び行政区で決めている一時避難場所

イ 訓練内容

(ア) 地震発生直後の安全確保行動(シェイクアウト)訓練

シェイクアウトと呼ばれる、発災時に自身の命を守るための安全確保行動を実施する。

(イ) 一時避難場所への避難訓練

(ウ) 安否確認及び被害情報の取りまとめ訓練

安否確認及び被害情報の取りまとめ方法を確認する。

(エ) 「行政区における防災訓練のポイント」4 項目について確認

マイ・タイムライン(わが家の災害時行動計画)の作成等を確認する。

(オ) 便利な防災ツールの登録

(2) 行政区(自主防災組織)

ア 訓練場所

行政区で決めている一時避難場所

イ 訓練内容

(ア) 安否確認、被害情報の伝達及び取りまとめ訓練

組を単位とした安否確認、被害情報の伝達及び取りまとめ方法について確認する。

(イ) 「行政区における防災訓練のポイント」4項目について確認

マイ・タイムライン(わが家の災害時行動計画)の作成を促進する。

(ウ) 区の防災備蓄品の確認、点検

(エ) 地震災害における行政区の初動対応の確認

資料4「地震災害における初動対応マニュアル(行政区・消防団)」により行政区の対応を確認し、消防団との連携について確認する。

(3) 消防団

ア 訓練場所

管内行政区で決めている一時避難場所

イ 訓練内容

(ア) 消防団の防災備蓄品の確認、点検

配備している資機材等の動作状況を確認する。

(イ) 地震災害における消防団の初動体制の確認

資料4「地震災害における初動対応マニュアル(行政区・消防団)」により消防団の対応を確認し、行政区との連携について確認する。

(4) 市職員

ア 訓練場所

笛吹市役所本館、保健福祉館、市民窓口館、各支所、各指定避難所等

イ 訓練内容

(ア) 地震発生直後の安全確保行動訓練

発災時に自身を守るための安全確保行動を確認する。

(イ) 庁舎外への来庁者の避難誘導、職員避難及び庁舎の被害状況確認訓練

(ウ) 災害対策本部及び統括局統括班の立ち上げ

被害状況について、統括班で確認、取りまとめを行い、把握した被害状況を災害対策本部へ報告する手順を確認する。

(エ) 各班において地震発生時の初動対応について確認

5 訓練の保険

市が全市民を対象とした防災訓練時の保険に加入済み。

笛吹市総合防災訓練タイムスケジュール案

時刻	令和7年度まで	令和8年度以降	
		市の訓練と同日とする行政区	地区行事等と合わせ別日とする行政区
8:00			
8:30	防災行政無線によるサイレン放送 «安全確保行動訓練» 自分の身を守る行動を確認	防災行政無線によるサイレン放送 «安全確保行動訓練» 自分の身を守る行動を確認	サイレンなし 自分の身を守る行動を確認
9:00	«区長・区役員が参集» ・ 管轄区域の被害情報等の収集、伝達訓練 行政区被害状況速報 行政区の訓練参加人数を 消防団波無線で報告 ・ 行政区における防災訓練のポイントの確認 携帯トイレの使用方法を確認 マイ・タイムラインの作成を確認 ・ 行政区の防災備蓄品の確認、点検 ・ 初期消火の訓練	«区長・区役員が参集» 管轄区域の被害情報等の収集、伝達訓練 行政区被害状況速報 行政区の訓練参加人数を やまなしくらしねっと電子申請で報告 行政区における防災訓練のポイントの確認 携帯トイレの使用方法を確認 マイ・タイムラインの作成を確認 行政区の防災備蓄品の確認、点検 初期消火の訓練	管轄区域の被害情報等の収集、伝達訓練 行政区被害状況速報 行政区の訓練参加人数を やまなしくらしねっと電子申請で報告 行政区における防災訓練のポイントの確認 携帯トイレの使用方法を確認 マイ・タイムラインの作成を確認 行政区の防災備蓄品の確認、点検 初期消火の訓練
10:00	・ 地震災害における行政区の初動対応の確認 ・ 区役員と避難所運営委員は指定避難所に移動 ・ 行政区から指定避難所までの避難経路、危険箇所を確認 ・ 区の訓練参加人数の様式を指定避難所に提出 ・ 指定避難所内の配置、備蓄倉庫の位置を確認	地震災害における行政区の初動対応の確認 指定避難所への移動なし 訓練参加人数報告の様式は提出不要	地震災害における行政区の初動対応の確認 指定避難所への移動なし 訓練参加人数報告の様式は提出不要
11:00	市の避難所管理職員は避難所開設物品を確認	市の避難所管理職員は避難所開設物品を確認	
12:00	訓練終了	訓練終了	訓練終了



手続き申込

[ホーム](#) > [オンライン申請手続き](#) > [申込](#)

申込

選択中の手続き名：行政区被害状況速報_笛吹市

問合せ先

+開く

説明

受付時期

2025年12月11日15時00分～ 随時

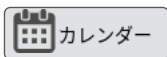
行政区被害状況速報

地区名 を選択してください。 必須

選択してください



報告時刻 必須



カレンダー

報告者 必須

氏：

名：

人的状況

避難者数 を入力してください。

人

避難者数のうち負傷者数 を入力してください。

人

死者数 を入力してください。

人

安否不明者数 を入力してください。

 人

要救助者数 を入力してください。

救助が必要な者。例)生き埋めの状態など

 人

住家状況

住めない家の数 を入力してください。

 棟

一部損壊の家(住める家)の数 を入力してください。

 棟

インフラ状況

停電の有無 を選択してください。

- ☐ 有(停電している)
- ☐ 無(停電していない)

選択解除

断水の有無 を選択してください。

- ☐ 有(断水している)
- ☐ 無(断水していない)

選択解除

電話通話が可能かどうか を選択してください。

- ☐ 可(電話通話できる)
- ☐ 不可(電話通話できない)

選択解除

道路被害の箇所数 を入力してください。

 箇所

特記事項を入力してください。

入力文字数： 0 / 25

写真

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

削除

確認へ進む >

入力中のデータを一時保存・読み込み

- 【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】
- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
 - ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
 - ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください
 - ・**入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。**

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。 ※一時保存した申込データを再度読み込みます。

↓ 入力中のデータを保存する

↑ 保存データの読み込み

【システム操作に関するお問い合わせ先(コールセンター)】
固定電話コールセンター
TEL : 0120-464-119 (フリーダイヤル)
(平日 9:00~17:00 年
末年始を除く)
携帯電話コールセンター
TEL : 0570-041-001 (有料)
(平日 9:00~17:00 年
末年始を除く)
FAX : 06-6733-7307
電子メール: help-shinsei-yamana
shi@apply.e-tumo.jp

【各手続きの内容に関するお問い合わせ】
各手続きの担当部署にお問い合わせください。

お問い合わせ

システム操作に関するお問い合わせ(各
手続き内容に関するお問い合わせを
除く)

フォームでお問い合わせ >

固定電話 (コ
ールセンタ
ー)

0120-464-
119(フリー
ダイヤル)

平日 9:00~17:00
年末年始を除く

携帯電話 (コ
ールセンタ
ー)

0570-041-
001(有料)

平日 9:00~17:00
年末年始を除く

FAX (コールセンター)

サポート

ヘルプ ⓘ
よくあるご質問 ⓘ

配色変更

本サービスの配色を変更することが
できます。

標準

青

黄

黒

06-6733-7307

原則24時間受付



メール（コールセンター）

**help-shinsei-yamanashi
@apply.e-tumo.jp**

原則24時間受付(迷惑メール対策等を行っている場合には、上記アドレスからのメール受信が可能な設定に変更してください)

各手続き等の内容に関するお問い合わせ

各手続きの問い合わせ先を確認し、ご連絡ください。

庁議付議事項概要書

協議事項・報告事項		令和8年5月14日提出	
件名	文化施設整備検討事業の今後の進め方について	部局名	総合政策部
概要	市有の文化施設については、令和7年7月の懸案協議において「笛吹市文化施設の在り方と整備の方向性」を決定し、各施設の役割を明確にした上で整備内容を検討することとした。また、同9月の議会第3回定例会において、青楓美術館について優先的に取り組む方針を表明し、一宮町地内の既存公共施設等の活用を軸に機能移転の候補地選定を進めてきた。 民間施設を含む比較検討を行う中で、施設規模や駐車場確保の優位性、周辺公共施設との連動性の観点から、市役所一宮支所庁舎が適しているとの見込みを得たが、一方で、当該庁舎は昭和57年の建築から45年を経過し、美術館としての用途に耐え得るかが課題となった。そのため、令和8年1月から3月にかけて、一宮支所庁舎の活用可能性調査を行った結果、美術館機能を付加することが可能と確認された。 これを受け、令和8年4月23日の課題協議において、市役所一宮支所を市立美術館の機能を持たせた施設とし、青楓美術館の移転整備候補地とすることが決定したところである。 については、今後の進め方について報告する。		
経過	令和7年7月 「笛吹市文化施設の在り方と整備の方向性」を策定。 9月 市議会定例会で、青楓美術館の優先的な対応を表明。 令和8年1月～3月 一宮支所庁舎の美術館活用可能性を調査。 4月23日 課題協議において、候補地を決定。		
問題・課題	円滑な整備に向け、有利な財源の確保や財政負担の平準化、個別施設計画の見直しを図る必要がある。あわせて地域や青楓美術館関係者、支所利用団体等との合意形成を図るとともに、整備期間の支所機能維持にも配慮して進める必要がある。		
対応策	今後のスケジュールは次のとおり。 令和8年6月 議会定例会において整備候補地決定を表明。 令和8年度中 具体的な整備内容の検討を進めるとともに、有利な財源の確保や財政負担の平準化、個別施設計画の見直し、地域や青楓美術館関係者、支所利用団体等への説明、整備期間中の支所機能維持方策の検討を行う。 令和9年度～ 設計着手、関係予算の計上を順次進める。		
協議結果			

事業名	文化施設整備検討事業
-----	------------

令和8年度													令和9年度													備考
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
整備候補地決定の表明（議会全員協議会）																										
地域（一宮町区長会）説明																										
関係団体説明																										
関係者（小池氏）説明																										
整備案の検討																										
財源の検討																										
重点事業協議																										
予算計上																										
基本設計（5か月）																										
実施設計（5か月）																										
改修工事（1年3か月～1年8か月）																										

工程については、他の大規模な工事の実施状況や交付金、起債等の状況を踏まえた中で改めて調整します。

工程については、他の大規模な工事の実施状況や交付金、起債等の状況を踏まえた中で改めて調整します。

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 8 年 5 月 14 日提出	
件 名	笛吹市誌編さん事業の今後の進め方について	部局名	総合政策部
概要	笛吹市誌編さん事業については、令和 5 年 10 月 27 日の懸案協議において、市町村合併以降の本市の歩みを市民共有の財産として、記録・継承し、将来の市政推進に役立てるため、事業への着手が決定した。これを受け、令和 6 年 10 月に公募型プロポーザルを通じて委託事業者（株）ぎょうせい）を決定し、編さんに向けた作業を進めてきた。令和 8 年 3 月に目次案及び小見出し案がまとまったところである。 令和 8 年 4 月 23 日の課題協議において、事業を円滑かつ効率的に行うため、笛吹市誌編さん庁内委員会を設置し、全庁体制で進めることが決定した。 については、市誌編さん事業の今後の進め方について報告する。		
経過	令和 6 年 10 月 公募型プロポーザルにより委託事業者を決定、作業開始 令和 6 年 11 月～令和 8 年 2 月 資料収集、全体構成案作成 令和 8 年 3 月 目次案及び小見出し案完成		
問題・課題	市制施行 20 年の歴史を正確かつ円滑に記述していくためには、各部局における原稿確認、行政資料の提供、関係者への取材調整など、部局横断的な協力体制の構築が不可欠である。		
対応策	笛吹市誌編さん庁内委員会を設置し、全庁体制で事業を進める。 今後のスケジュールは次のとおり。 令和 8 年 6 月 第 1 回笛吹市誌編さん庁内委員会（第 2 回以降は、年度当初に開催し、協力依頼及び進捗報告を行う） 令和 8 年 6 月～8 月 目次案及び小見出し案の確認依頼及び決定 令和 8 年 8 月～令和 10 年 3 月 原稿案とりまとめ、写真等の収集・整理、取材対象者の選定・依頼 令和 9 年 2 月～令和 11 年 1 月 校閲 令和 11 年 2 月 校了 令和 11 年 3 月 製本及び納品		
協議結果			

笛吹市訓令第 号

笛吹市誌編さん庁内委員会設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市誌編さん庁内委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 笛吹市誌(以下「市誌」という。)編さん事業を円滑かつ効率的に全庁体制で推進するため、笛吹市誌編さん庁内委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市誌に関する資料収集及び調査研究に関すること。
- (2) 市誌の執筆原稿の校閲及び編集に関すること。
- (3) その他市誌編さんに関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は総合政策部長をもって充てる。

3 副委員長は総務部長をもって充てる。

4 委員は、次表に掲げる職にある者をもって充てる。

市民生活部長、保健福祉部長、子供すこやか部長、産業観光部長、建設部長、公営企業部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、消防長

(職務)

第 4 条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

3 委員長は、委員が会議を欠席する場合において、委員に対して代理者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

章	節	配 当 頁	項	配 当 頁	小 見 出 数	小見出	内容（案）				
序 笛吹市の 今となりたち	1 笛吹市のすがた	10	1 位置と面積	2	2	位置 面積	相対的・絶対的位置、交通的位置 全体面積、町別面積、地目別面積				
			2 地勢と気候	2	2	地勢 気候	山岳、河川、扇状地 気候概要、気象観測状況				
			3 人口	3	3	人口と世帯 地域別の動向 人口動態	人口と世帯数の推移 地域（町）別の推移 人口動態の推移、年齢3区分別人口の推移				
			4 市のシンボル・宣言	3	4	市章 市の木・花・鳥 イメージキャラクター 宣言	制定の経緯 制定の経緯 制定の経緯 各宣言の説明				
	2 誕生から20年の足跡	5	1	5	4	20年のあゆみ 市制10周年 市制20周年 市民栄誉賞	広報ふえふき20周年特別号P2～7の内容参照どうか？ 広報ふえふき20周年特別号P26～29の内容参照どうか？ 制度創設、辻村深月、乙黒拓斗				
	3 笛吹市誕生前夜	50	1 旧町村の略年譜	28	7	石和町 御坂町 一宮町 八代町 境川村（境川町） 春日居町 芦川村（芦川町）					
			2 町村合併への動き	22	4	過去の合併と平成の大合併 笛吹市誕生までの経緯 芦川村との合併 笛吹市消防本部	市内旧町村の過去の合併、平成の大合併への動き 6 町村の枠組みに至る経過と合併協議事項 合併の経過と合併協議事項 広域消防本部（一部事務組合）から市単独へ				
	1 行政	1 行政機構	12	1 組織と体制	6	5	行政組織 職員数と定員適正化計画 支所の設置と変遷 地域審議会 庁舎の整備	合併後の組織の変遷 合併後の市職員数について 合併後の町村役場から支所に その変遷 等 合併後の地域審議会の役割と実際 本庁舎及び各支所の整備や活用 歴代市長・副市長・収入役			
						2 市長等特別職	2	1	市長・副市長・収入役		
						3 行政委員会	4	4	行政委員会の概要 公平委員会 監査委員 固定資産評価審査委員会	委員会の組織と業務内容 監査の種類 等 組織と業務内容 監査の種類 等 委員会の組織と業務内容 等	
2 行政運営				31	1 市政の基本目標	5	4	第一次総合計画 第二次総合計画 第三次総合計画の策定 人口ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略	計画の目的 性格・役割 構成 後期基本計画 等 計画策定の趣旨 位置付け 構成 等 （計画の目的 性格・役割 構成 等） 計画の目的、性格、目標の概要		
							8	6	行財政改革大綱 業務効率化と市民サービス 行政改革の推進 公共施設総合管理計画 ふるさと納税 指定管理者制度の導入	趣旨と大綱の基本的な考え方、取り組みの概要 事務・事業・組織等の見直し、生成AI の導入、各種窓口サービス 等 行政改革推進委員会の設置 委員 改革の推進 等 計画策定の趣旨 計画の位置付け 対象施設 箱物とインフラ 等 クラウドファンディング型ふるさと納税 企業版ふるさと納税 ほか 導入施設（61施設） 導入状況 等	
					3 財政	6	3	予算・決算 特別会計・企業会計 財政指標	財政運営 歳入 歳出 決算 等 特別会計 企業会計 等 財政力指数 経常収支比率 実質公債費比率 基金 等		
							2	2	市税 納税の仕組み	市税の税目 税収の推移 税率の推移 オリジナルナンバー 等 納付環境の整備 振替 コンビニ 等	
					5 広報・広聴	6	2	広報活動 広聴活動	概要 市勢要覧 広報紙 ソーシャルメディア 行政放送 その他書誌 等 対話集会 市長への手紙 公聴会 等		
							3	6	山梨県市町村総合事務組合 東八代広域行政事務組合及び東山梨行政事務組合 釈迦堂遺跡博物館組合 山梨県後期高齢者医療広域連合 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 峡東地域広域水道企業団	設置経緯 業務内容 等 設置経緯 業務内容 等 設置経緯 博物館の概要 業務内容 等 制度の概要 業務内容 等 甲府・峡東クリーンセンター 業務の概要 等 設置経緯 水源 琴川ダム 水道事業の概要 等	
3 情報化		5	1 情報化の推進	2	4	情報化計画 住民情報系システム 事務系情報システム 情報化環境整備	笛吹市D X推進計画策定 計画の実施 等 システムの構築 運用 改修 更新 等 システムの運用・管理 P Cの整備・導入 等 サーバ室整備 セキュリティ対策 ネットワークの運用 等				
					2 電子自治体への取り組み	2	3	住基カード マイナンバーカード 窓口業務のD X化	住基カードの普及促進 等 カードの普及促進 利用整備 情報の連携 等 電子市役所 各種申請手続のDX(オンライン)化 窓口業務のDX化 等		
							1	2	情報公開の推進 個人情報保護	情報公開条例 情報公開制度 情報公開の総合的な推進 等 個人情報保護条例 等	
					2 行政運営	31	2 行財政改革	8	6	行財政改革大綱 業務効率化と市民サービス 行政改革の推進 公共施設総合管理計画 ふるさと納税 指定管理者制度の導入	趣旨と大綱の基本的な考え方、取り組みの概要 事務・事業・組織等の見直し、生成AI の導入、各種窓口サービス 等 行政改革推進委員会の設置 委員 改革の推進 等 計画策定の趣旨 計画の位置付け 対象施設 箱物とインフラ 等 クラウドファンディング型ふるさと納税 企業版ふるさと納税 ほか 導入施設（61施設） 導入状況 等
			3 財政	6					3	予算・決算 特別会計・企業会計 財政指標	財政運営 歳入 歳出 決算 等 特別会計 企業会計 等 財政力指数 経常収支比率 実質公債費比率 基金 等
			5 広報・広聴	6			2	広報活動 広聴活動	概要 市勢要覧 広報紙 ソーシャルメディア 行政放送 その他書誌 等 対話集会 市長への手紙 公聴会 等		
							3	6	山梨県市町村総合事務組合 東八代広域行政事務組合及び東山梨行政事務組合 釈迦堂遺跡博物館組合 山梨県後期高齢者医療広域連合 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 峡東地域広域水道企業団	設置経緯 業務内容 等 設置経緯 業務内容 等 設置経緯 博物館の概要 業務内容 等 制度の概要 業務内容 等 甲府・峡東クリーンセンター 業務の概要 等 設置経緯 水源 琴川ダム 水道事業の概要 等	
			3 情報化	5			1 情報化の推進	2	4	情報化計画 住民情報系システム 事務系情報システム 情報化環境整備	笛吹市D X推進計画策定 計画の実施 等 システムの構築 運用 改修 更新 等 システムの運用・管理 P Cの整備・導入 等 サーバ室整備 セキュリティ対策 ネットワークの運用 等
									3	2	情報公開の推進 個人情報保護

章	節	配 当 頁	項	配 当 頁	小 見 出 数	小見出	内容（案）
2 議会・選挙	1 議会	6	1 市議会の概要	4	3	議会運営 委員会構成 議会改革と取り組み 一部事務組合の議会	市議会の概要、会派制 等 常任委員会、特別委員会 議員定数、政務活動費、タブレット導入、議場の整備、議会情報の発信 等 一組6団体の議会議員 歴代正副議長と議員名簿
	2 選挙	6	2 組合議会 3 歴代正副議長と議員 1 選挙制度 2 選挙啓発 3 選挙の執行状況	1 1 2 1 3	1 1 3 2 3	選挙制度の改正 投開票環境 選挙管理委員会 明るい選挙推進協議会 選挙啓発の取り組み 市長選挙 市議会議員選挙 その他の選挙	平成以降の制度改正 合併後の投票所、投開票の効率化 委員会の組織と業務内容 笛吹高校出前授業ほか 選挙結果 選挙結果 選挙結果
3 協働・交流	1 協働	11	1 行政区 2 男女共同参画 3 市民活動 4 官学連携 5 地域活性化	3 2 3 1 2	3 2 4 1 2	行政区の状況 市と行政区の連携 行政区への支援 男女共同参画推進プラン 男女共同参画の推進 市民活動への支援 まちづくり推進事業 市民まつり 花のまちづくりの推進 高校、大学との連携 地域活性化事業 芦川町地域への取り組み	組織の概要等 各町区長会、連合区長会 ほか 運営交付金、コミュニティ助成事業等について 地域づくり市民活動応援補助、地域振興促進助成 等 市民通報システム、NPO・ボランティア支援、ポータルサイト等 実施経過 事業概要、実績 笛吹高校、県内大学 各町夏祭り 等 事業多数
	2 交流	6	1 国内外の交流 2 移住・定住支援	2 4	2 2	国内交流 国際交流 移住・定住支援 芦川町地域への取り組み	友好都市、笛吹会、旧町村からの地域間交流、ふるさと大使 友好都市、多文化共生
4 産業経済	1 産業構造	2	1 産業構造と労働力	2	2	産業構造と産業別就業人口 就業の確保	国勢調査ほか指定統計等 企業説明会、シルバー人材センター補助
	2 農林業	18	1 農業の振興 2 農業基盤の整備 3 果樹農業の振興 4 山林・緑化	9 4 2 3	8 3 2	笛吹市の農業の概要 農業委員会 農地の保全 農業振興施策 担い手対策 農業災害等への対応 地産地消 その他農業関連施設 県営事業 笛吹川沿岸土地改良事業 農業農村基盤整備事業 桃・ぶどう日本一 世界農業遺産 森林管理 林道管理 緑化推進	農業人口と農家数、耕地面積・作付面積 委員会の組織と業務内容 農地中間管理、農地利用促進、優良農地確保、各種システム 等 各種農業振興・支援事業 農業塾ほか各種就農者支援事業 風害、雪害、ひょう害、鳥獣害、病害、盗難 等各対策 地産地消促進事業、推進計画、各農産物直売所、加工センター等 あぐり情報Sta、きらめきTV、バイオマスCN計画、気象情報、ふれあい農園 等 見出し説明、畑総、中山間事業 等 見出し説明、関連事業 見出し説明、土地改良関連事業、農業施設整備、要望事業 等 消費拡大、ブランド化、産地強化、桃の木オーナー事業 等 日本農業遺産から世界農業遺産へ、経過等 財産区管理会、森林保全対策、森林経営管理事業、植樹祭 等 林道維持管理 緑化推進事業
	3 商工業	6	1 商工業の概要 2 商工業の振興	2 4	1 4	笛吹市の商工業 商工業の活性化 企業誘致と工業団地 特産品開発 プレミアム付商品券	経済センサス、工業統計、商業統計 等 商工関係団体補助、小規模企業者支援、空き店舗活用 等 企業立地促進助成、石橋工業団地基盤整備 サテライトオフィス促進 等 ラーほー 等 定額給付金(国)、商品券(国・単独) 【景気対策、消費税増税】
	4 観光	7	1 観光の概要 2 観光の振興	3 4	2 4	笛吹市の観光 観光資源 観光関連イベント 観光環境の整備 観光宣伝 その他観光振興	観光客数等統計推移、観光振興計画、市観光物産連盟、観光協会経緯 温泉、果実・ワイン、芦川、観光関連施設 等 桃源郷春まつり、石和鶉郷、石和温泉花火大会、川中島合戦、イルミネーション等 ツインテラス、みんなの広場、すずらんの里ほか芦川、リニアの見える丘、 等 観光宣伝、ふるさと大使、観光プロモーション 等 インバウンド、広域連携、その他観光事業
5 保健福祉	1 保健衛生	21	1 保健事業の概要 2 保健と医療 3 予防医療・感染防止 4 国民健康保険 5 高齢者の医療制度	4 2 8 3 2	4 2 2 2 2	健康増進計画 保健事業 保健活動団体 保健施設 医療支援 救急医療 予防接種 新型コロナウイルス感染症対策 国民健康保険の概要 笛吹市の国民健康保険 高齢者医療制度の概要 笛吹市の後期高齢者医療	食育推進、各種検診(健診)・相談、健康づくり事業 等 愛育、食改、保健団体活動 等 各保健センター等（整備改築等の経過を含む） 各種患者支援事業、芦川診療所 等 救急医療、災害時医療体制整備 各種予防接種 コロナ感染症の経過、対策本部の取り組み、ワクチン接種 等 制度の変遷 等 加入・給付・医療費の推移 等 老人保健制度から後期高齢者医療制度へ、広域連合 等 適当な統計的数値の推移 等

章	節	配 当 頁	項	配 当 頁	小 見 出 数	小見出	内容（案）
6	2 福祉	26	6 国民年金	2	2	国民年金制度の概要 笛吹市の国民年金	制度の変遷 等 適当な統計的数値の推移 等
			1 地域福祉の概要	3	2	地域福祉計画 笛吹市の地域福祉	社協、民生委員、戦没者、日赤、生活困窮者 等
			2 母子父子福祉	3	2	母子父子福祉の概要 笛吹市の母子父子福祉	制度の概要 等 各種関連事業、適当な統計的数値の推移 等
			3 障害者福祉	4	2	障害者福祉の概要 笛吹市の障害者福祉	障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画 各種関連事業、適当な統計的数値の推移 等
			4 高齢者福祉と介護保険制度	8	5	高齢者福祉の概要 笛吹市の高齢者福祉 芦川地域の高齢者支援 介護保険制度の概要 笛吹市の介護保険	高齢者福祉計画・介護保険事業計画 各種関連事業、適当な統計的数値の推移 等 芦川限定事業 制度の概要と変遷 等 市の事業概要と適当な統計的数値の推移 等
			5 福祉施設	4	1	福祉施設の概要	各市福祉施設、なごみ・やまゆりの湯(7-1-6で詳細) 等
			6 生活援護	4	3	生活保護の概要 笛吹市の生活保護 生活困窮者支援	制度の概要 業務内容 等 適当な統計的数値の推移 等 各種関連事業、適当な統計的数値の推移 等
			1 子育ての概要	2	1	子育て支援計画	こども計画、子ども・子育て支援事業計画、子ども・子育て会議
			2 子育て環境	4	3	子育て環境の整備 子育て支援事業 児童手当	各子育て関連施設の状況と整備 等 各種子育て関連事業、適当な統計的数値の推移 支給状況数値 等
			3 保育	5	3	保育の概要 保育施設 保育事業	制度等の変遷、保育の統計的数値の推移 等 各子育て関連施設の状況と整備、指定管理及び民営化の変遷 等 各種保育関連事業 等
			4 母子保健	2	1	母子保健の取り組み	各種母子保健関連事業 等
	1 土地利用	12	1 土地利用計画・都市計画の概要	6	3	土地利用 都市計画マスタープラン まちづくり関連諸計画	国土利用計画、土地利用審議会、土地利用規制等対策、法定外公共財産、未登記道水路 等 計画概要、策定、見直し 等 景観計画、サイン計画、緑の基本計画、立地適正化計画 等
			2 土地区画整理事業	2	1	石和駅前土地区画整理事業	事業概要、実績
			3 まちづくり関連諸事業	2	1		サイン整備、景観形成推進、景観審議会、街並み環境整備、街路維持管理、街路灯設置 等
			4 地籍調査	2	2	地籍調査の概要 笛吹市の地籍調査	概要 等 事業の経過、実績内容 等
			1 道路網の整備	5	5	笛吹市の道路網 道路の整備 橋梁の整備 笛吹八代スマートIC 新山梨環状道路	市の道路網の概要 整備経過、パトロール・修繕 等 維持管理、新設改良、長寿命化、砂原橋、労報橋 等 整備経過と概要 整備経過と概要
			2 交通ネットワーク	4	3	笛吹市の公共交通 AIデマンド交通 駅と周辺整備	バス鉄道の概要、バス路線運行補助、行政バス、市営バス、地域公共交通会議、地域公共交通計画、デマンド交通 等 導入経過と概要 石和温泉駅舎・周辺整備、景観計画、春日居町駅周辺整備 等
			3 リニア中央新幹線	2	2	山梨リニア実験線 笛吹市の取り組み	実験線の経過、実用線に向けた動き 市の取り組み・対応、リニアの見える丘整備 等
			4 河川整備	2	2	笛吹市の河川 河川の整備	河川の概要 整備改修経過
			1 上水道	5	5	水道事業の概要 峡東地域広域水道企業団 上水道事業と簡易水道事業 水道料金の改定 温泉給湯事業	概要、経過 等
			2 下水道	4	4	下水道事業の概要 笛吹市の下水道事業 農業集落排水事業 下水道料金の改定	概要、経過 等
			1 災害	2	2	国内の記録的災害 被災者支援・復興支援	新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震、能登半島沖地震 等 被災者受け入れ、職員派遣 等
			2 笛吹市の記録的自然災害	3	2	台風災害 記録的豪雪	H23台風15号、H30台風21・24号、R1台風19号 H26.2
			3 防災計画	4	2	地域防災計画 災害時の応援・受援体制 その他防災関連計画	相互応援協定、災害関係協定 国土強靱化地域計画、国民保護計画、水防計画、特定事業主行動計画、豪雪対応マニュアル 等
			4 防災対策	2	2	防災体制の整備 防災環境の整備	各種防災関連マップ、自主防災組織支援、地区防災計画、我が家の行動計画 等 備蓄品、防災備蓄倉庫、水防対策、防災行政無線 等
			5 治山・治水	2	2	治山 治水	急傾斜地保全対策 等 渋川排水機場、大坪浸水対策 等
6 都市基盤	3 上下水道	9	1 上水道	5	5	水道事業の概要 峡東地域広域水道企業団 上水道事業と簡易水道事業 水道料金の改定 温泉給湯事業	概要、経過 等
			2 下水道	4	4	下水道事業の概要 笛吹市の下水道事業 農業集落排水事業 下水道料金の改定	概要、経過 等
6 都市基盤	4 災害と防災	13	1 災害	2	2	国内の記録的災害 被災者支援・復興支援	新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震、能登半島沖地震 等 被災者受け入れ、職員派遣 等
			2 笛吹市の記録的自然災害	3	2	台風災害 記録的豪雪	H23台風15号、H30台風21・24号、R1台風19号 H26.2
			3 防災計画	4	2	地域防災計画 災害時の応援・受援体制 その他防災関連計画	相互応援協定、災害関係協定 国土強靱化地域計画、国民保護計画、水防計画、特定事業主行動計画、豪雪対応マニュアル 等
			4 防災対策	2	2	防災体制の整備 防災環境の整備	各種防災関連マップ、自主防災組織支援、地区防災計画、我が家の行動計画 等 備蓄品、防災備蓄倉庫、水防対策、防災行政無線 等
			5 治山・治水	2	2	治山 治水	急傾斜地保全対策 等 渋川排水機場、大坪浸水対策 等
	5 消防・救急	8	1 消防本部（消防署）	6	3	組織体制と活動状況 施設・設備の整備 山林火災	H20.2、R7.1大蔵経寺山 部統廃合 等
			2 消防団	2	2	組織の変遷と活動 地域の消防施設・設備の整備	消防施設整備・管理 等

章	節	配 当 頁	項	配 当 頁	小 見 出 数	小見出	内容（案）
7 環境衛生	1 生活環境	20	1 公営住宅	2	2	公営住宅の概要 公営住宅の整備	市営住宅概要、長寿命化計画 等 UDによる公営住宅整備、雇用促進住宅購入、四日市場団地建替え 等
			2 住宅対策	2	2	空き家対策 住宅支援	空き家バンク、空き家対策推進、住宅マスタープラン 等 耐震化支援、耐震診断、ブロック塀安全対策、アスベスト対策 等
			3 廃棄物処理	4	4	一般廃棄物処理 甲府・峡東クリーンセンター 有料ごみ袋の導入 し尿処理	ごみ減量化推進、生ごみ処理機補助、資源物・ごみ収集、バイオディーゼル、甲府負担金 等 ごみ処理施設の経過 等 指定ごみ袋導入経過 等 クリーンセンター、し尿処理施設整備基金、し尿処理組合委託、浄化槽設置 等
			4 公園	4	2	公園施設の概要 公園施設の整備	市内の公園 水辺活性化事業（NTT跡地利用検討）等 公園改修、長寿命化、みんなの広場整備 等
			5 公営温泉	3	6	なごみの湯 みさかの湯 ももの里温泉 やまゆりの湯 寺尾の湯 足湯施設	施設の概要、客数の推移、主な改修 等 施設の概要、客数の推移、主な改修 等 施設の概要、客数の推移、主な改修 等 施設の概要、客数の推移、主な改修 等 施設の概要、客数の推移、主な改修 等 施設の概要、客数の推移、主な改修 等 施設の概要、主な改修 等
			6 その他生活環境	2	1	その他生活環境対策	自然エネルギー活用、銭湯応援金、地下水資源保護審議会、犬登録・狂犬病予防、動物愛護、不法投棄対策 等
			7 斎場・火葬場	1			東八代広域行政事務組合、東山梨行政事務組合
			8 生活支援・相談	2	7	結婚支援 更生保護 行政相談 人権擁護相談 消費生活センター 再配達削減推進 犯罪被害者等支援	事業経過・概要 等 事業経過・概要 等 事業経過・概要 等 事業経過・概要 等 事業経過・概要 等 事業経過・概要 等 事業経過・概要 等
	2 環境保護	4	1 環境美化・緑化推進	4	3	環境対策 環境美化 緑化推進	環境基本計画、環境審議会、温暖化対策補助、環境指導員会、環境施設 等 環境教育、アダプトプログラム、環境美化事業 等 花と緑のまちづくり、緑の基本計画 等
	3 防犯・交通安全	4	1 地域防犯対策	1	1		青色防犯パトロール、LED防犯灯補助 等
			2 交通安全対策	2	2	交通指導員 交通安全諸対策	交通指導員設置 等 チャイルドシート助成、運転免許返納、交通安全対策会議 交通災害共済 等
			3 交通安全施設	1	1		駅前駐輪場、交通安全施設整備 等
8 教育	1 教育行政	3	1 教育行政施策	1	1	笛吹市教育大綱	策定経過と大綱の概要
			2 教育委員会	2	2	教育委員会の概要 教育長・教育委員	委員会の組織と業務内容、教育委員会制度改革 等 歴代教育長、委員長名簿
	2 学校教育	24	1 小中学校の概要	10	3	小学校 中学校 芦川地域の小中学校	全体概要、各校紹介(14校) 全体概要、各校紹介(5校) 中学校の統廃合、特認校
			2 義務教育の振興	6	6	学校教育ビジョン 教育振興の取り組み 英語教育 ICTの導入 学校感染症対策 教育相談	策定経過と計画の概要 各種事業・取り組みの説明 等 英語教育強化関連事業、ALT設置 等 ICT環境整備事業 等 新型コロナ等感染症対策 等 教育支援センター、教育相談 等
			3 学校施設	4	4	学校施設の整備 スクールバス 芦川教員住宅 学校プールの民間活用	学校施設整備事業内容 等 スクールバス運営 等 経緯・状況 等 事業経過・概要 等
			4 児童生徒の実態	2	2	小学校 中学校	各種調査結果等（学力・体格等） 各種調査結果等（学力・体格・進学等）
			5 学校給食	2	3	運営の概要 給食費無償化の取り組み 給食施設整備	合併後の施設運営の経過 等 経緯・状況 等 施設整備の状況 等
	3 社会教育	10	1 社会教育の振興	4	4	社会教育の概要 社会教育関係団体 生涯学習振興の取り組み 公民館の概要	社会教育計画策定経過と計画の概要 等 社会教育委員 等 市民講座ほか 各種事業 等
			2 社会教育施設	3	4	社会教育施設の概要 社会教育施設の整備	各施設の概要・経過（含む廃止・新設施設） 整備改修等の状況 等
			3 青少年の育成	1	2	青少年育成事業 二十歳の誓い（成人式）	各事業説明 等 事業実施形態の変遷 等
			4 図書館	2	3	市立図書館の概要 読書活動の推進 図書館機能の整備	各図書館概要、貸出・利用・蔵書数等の推移 等 各種関連事業 等 他館との連携、施設・システム等環境整備

章	節	配 当 頁	項	配 当 頁	小 見 出 数	小見出	内容（案）
	4 社会体育	14	1 社会体育の振興	4	3	スポーツの振興 ふえふき文化・スポーツ振興財団 東京オリンピック	スポーツ推進計画策定経過と計画の概要、スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員 等 組織の概要、財団実施事業 等 市の取り組み、市出身選手の活躍 等
	5 文化振興	11	2 スポーツ大会	3	3	桃の里マラソン大会 全国ゲートボール大会 その他スポーツ大会・イベント	大会の経緯と過去の経過（参加者数等） 等 大会の経緯と過去の経過（参加者数等） 等 財団事業、市実施事業 等
			3 スポーツ関係団体	3	4	スポーツ協会 スポーツ少年団 総合型地域スポーツクラブ	団体・活動の概要、加盟団体・会員数等の推移 等 団体の概要、加盟団体・会員数等の推移 等 わいわいスポーツクラブの概要
			4 スポーツ施設	3	2	スポーツ施設の概要 スポーツ施設の整備	社会体育施設一覧（合併後の整備・廃止等状況） 等 整備改修経過、整備計画 等
			5 笛吹市出身アスリート	1	1		出身アスリートの紹介
			1 文化芸術	4	5	文化芸術の振興 ふえふき文化・スポーツ振興財団 文化協会 全国小中学生俳句会 国民文化祭	概要 等 財団実施事業 等 団体・活動の概要、加盟団体・会員数等の推移 等 事業概要、実績 事業概要
			2 文化財	5	4	笛吹市の文化財 文化財の保護活用 甲斐国分寺跡 埋蔵文化財	概要、指定文化財 等 各種関連事業、文化財保護審議会 事業経過・概要 等 概要、関連事業 等
			3 文化施設	2	2	笛吹市の文化施設 文化施設の整備	郷土館・美術館・博物館・山蘆 等 釈迦堂リニューアル等施設整備、文化施設の在り方検討 等
合計（暫定）		380		380	280		

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 8 年 5 月 14 日提出	
件 名	第 4 次笛吹市社会教育計画策定に向けた取組について	部局名	教育委員会
概要	市では、教育基本法及び社会教育法に基づき、社会教育の一層の振興を図ることを目的に、社会教育に関する施策を定め、関係機関等と連携して推進するための指針として笛吹市社会教育計画を策定し、取組を行ってきた。 令和 5 年 3 月に策定した第 3 次笛吹市社会教育計画が令和 8 年度末に終期を迎えるに当たり、国の「第 4 期教育振興基本計画」、県の「山梨県教育振興基本計画」、市の「第 3 次笛吹市総合計画」「笛吹市教育大綱」「笛吹市学校教育ビジョン」を踏まえ、令和 9 年度から令和 12 年度までを計画期間とする第 4 次笛吹市社会教育計画を策定する。 については、計画策定に向けた取組について協議したい。		
経過	平成 24 年 3 月 第 1 次笛吹市社会教育計画策定 平成 27 年 3 月 第 1 次笛吹市社会教育計画（改訂版）策定 平成 30 年 3 月 第 2 次笛吹市社会教育計画策定 令和 5 年 3 月 第 3 次笛吹市社会教育計画策定		
問題・課題			
対応策	今後のスケジュールは次のとおり 令和 8 年 6 月～12 月 諮問、計画案作成、社会教育委員の会議兼公民館運営審議会において審議 令和 9 年 1 月 議会全員協議会で計画案を説明 令和 9 年 1 月～2 月 パブリックコメント 令和 9 年 2 月 社会教育委員の会議兼公民館運営審議会から答申 令和 9 年 3 月 計画策定		
協議結果			

第4次笛吹市社会教育計画策定作業スケジュール（案）

資料1

[illegible]